

小型はかり検査料金表

(令和3年4月1日から適用)

茨城県指定定期検査機関

はかりのひょう量	電気式	その他	備 考
100kg以下	1,500円	520円	棒はかり、直線目盛のばね式指示はかり 260円
250kg以下	1,900円	940円	
500kg以下	2,300円	1,600円	(一社)茨城県計量協会に持ち込み検査の場合
1,000kg以下	3,250円	2,200円	
2,000kg以下	3,850円		
5,000kg以下	7,200円		

※ 上記の金額は、全て消費税を含みます。

注1. 最小の目盛又は感量が、ひょう量の1万分の1未満のものにあつては、上記金額の2倍の額とする。

注2. 分銅又はおもりの検査料金については、1個につき10円を加算する。

注3. 所在場所定期検査申請に基づき検査を行う場合は、上記の検査料金に次の費用(①・②及び③)を加算する。

① 検査車使用に要する経費(検査車使用負担金) 1事業所につき2,900円

② 検査員の旅費負担金

旅費負担金 = 200円 × 検査員数 ÷ 1日に検査を行う事業所数

(10円未満は、10円に切り上げる)

検査員の旅費(職員・名分) 水戸市内 100円 その他 200円

③ 出張車両経費(指定定期検査時期外による所在場所定期検査申請に対する加算)
有料道通行料(実費)及び距離1kmあたり40円加算された額

※ 「集合検査」と「所在場所検査」について

集 合 検 査	指定された検査会場に、はかりを集めて検査を行います。 検査会場は、検査通知ハガキに記載されておりますが、検査通知ハガキが届かない場合は、市町村の広報誌にも検査の日程が記載されますので、参考にしてください。
所在場所検査	ひょう量が250kg以下のはかりについては、集合検査が原則ですが、①はかりの容量が大きく、運搬が困難。②高精密なはかりで、運搬によりはかりの精度を損なう恐れがある。③建物に取付られ、取り外せない。④使用するはかりの数が、非常に多いなど特別な理由がある場合は、はかりの所在場所検査に検査員が出張して、検査を行っております。所在場所定期検査を要望する場合は、「所在場所定期検査申請書」を提出してください。 ◆申請様式は、様式1検査申請書「所在場所定期検査申請書」参照